

第3章 計画の基本的な考え方

(第3章 表紙裏)

1. 基本理念

本市は、将来に向かって、めざすべきまちの姿である将来都市像を「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」と設定し、本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、誰もが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざしています。

子育てについては「子育て日本一」を目標とする中、相談体制や子育て支援サービスの充実はもとより、遊びや生活の場となるこどもルームを全小学校敷地内で運営するほか、地域で子どもたちを育てる活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりに取り組んできました。

子どもは「生きる力」「今とこれからの生き抜く力」を生まれ持っています。しかし、自立心の育成、心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要であり、地域全体で子育てに理解や関心をもち、寄り添うことが大切です。

このことから、子育て支援サービスの更なる充実だけでなく、子育て家庭への情報提供や同世代の交流の場づくりにより、地域で子育てできる環境づくりが急務となっています。

本市では、市民参加によるまちづくりを継続して実施してきた実績を有していることから、これを強みとし、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組む、子育ての孤立化を防止し、地域全体、すなわち「みんな」で子育て家庭を応援するまちをめざし、基本理念を次のとおりとします。

すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道

2. 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを5つの柱として総合的に子ども・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 多様な子育て支援の充実

少子高齢化により家族形態が変化する中、持続可能なまちづくりのため、働く世代の流入や定住促進が注目されています。特に、若い世代に対しては、子どもを持ちたい人が持つことができ、子どもを育てながら働きたい人が働けるような環境づくりが重要です。

児童数の増減にかかわらず、保育ニーズは増加している現状を鑑み、認可保育所などの保育サービスの提供体制の強化を図るとともに、在宅での子育てを含むすべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援サービスを充実します。

全国的な核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する負担や不安感・孤立感を感じる家族が増加しています。このような状況を改善するため、相談しやすい体制づくりを進め、子育てに困っている家庭を減らすとともに、子ども自身の心の問題にも寄り添い対応していくことで、地域で子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、地域住民も子育て支援に参加しやすい仕組みづくりを進め、地域全体で子育て家庭を応援するまちをめざします。

基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

若年や高齢での妊娠、出産が増加傾向にあるなど、きめ細かい対応が必要な妊産婦が増えています。妊娠中からリスクを抱えていると、子育てへの不安も高まる傾向にあります。このため、保護者の気持ちに寄り添った相談支援により子育てに対する不安の軽減に努めるとともに、子どもの健やかな心身の成長のための適切な保健サービスを提供し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を充実します。

出産に関する希望の実現をあきらめる理由の一つに、経済的理由が挙げられています。逐次内容を充実してきた子どもに対する医療費助成など、子育てに関する経済的支援を継続して実施し、子育て家庭の負担を軽減していきます。

また、小児医療に関する不安が高いことから、小児救急医療体制について周知を図り、健康や医療に関する不安を軽減します。

基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

小さい子どもを育てながら、就労を希望する保護者が増加しています。子育て支援サービスを利用してきた保護者が、子どもの就学と同時に就労に支障が出ることはないよう、こどもルームの充実を図り、保育サービスの提供において切れ目ない支援を実施します。

児童生徒が放課後安心して過ごせる場所の確保に努め、地域住民と子どもとの接点を増やした体験活動を充実し、地域との連携を強化します。

次代の親となる思春期の子どもたちが、子ども自らの生きる力を培い、将来子どもを産み育てる喜びが実感できるように支援することが重要となっているため、心の安らぎとなる家庭の機能や命の大切さ、性に関する正しい理解及び、望ましい食習慣の普及など発達に応じた健康教育・思春期保健を推進します。

また、感動することのできる豊かな心を育むため、生まれ育ったまちについての歴史・文化の伝承や豊かな自然を肌で感じ、ふるさとへの愛着や誇りを持ち、心に刻む学習の機会の充実を図ります。

基本方針4 多様な子育て家庭への支援

社会経済情勢の変化や女性の社会参画意識の変化により、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化しています。仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現のために、国では職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成について、積極的・継続的に取り組むこととしています。市でも、事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育て意識を共有できるよう、男性も子育てに参画しやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進していきます。

ひとり親家庭など特に配慮が必要な家庭や子どもに対しては、相談体制や支援内容などの充実を図り、関係機関と連携して複合的な対応に取り組めます。

また、障害のある子どもに対しては、一人ひとりの状況に応じた生活支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の充実を図ります。

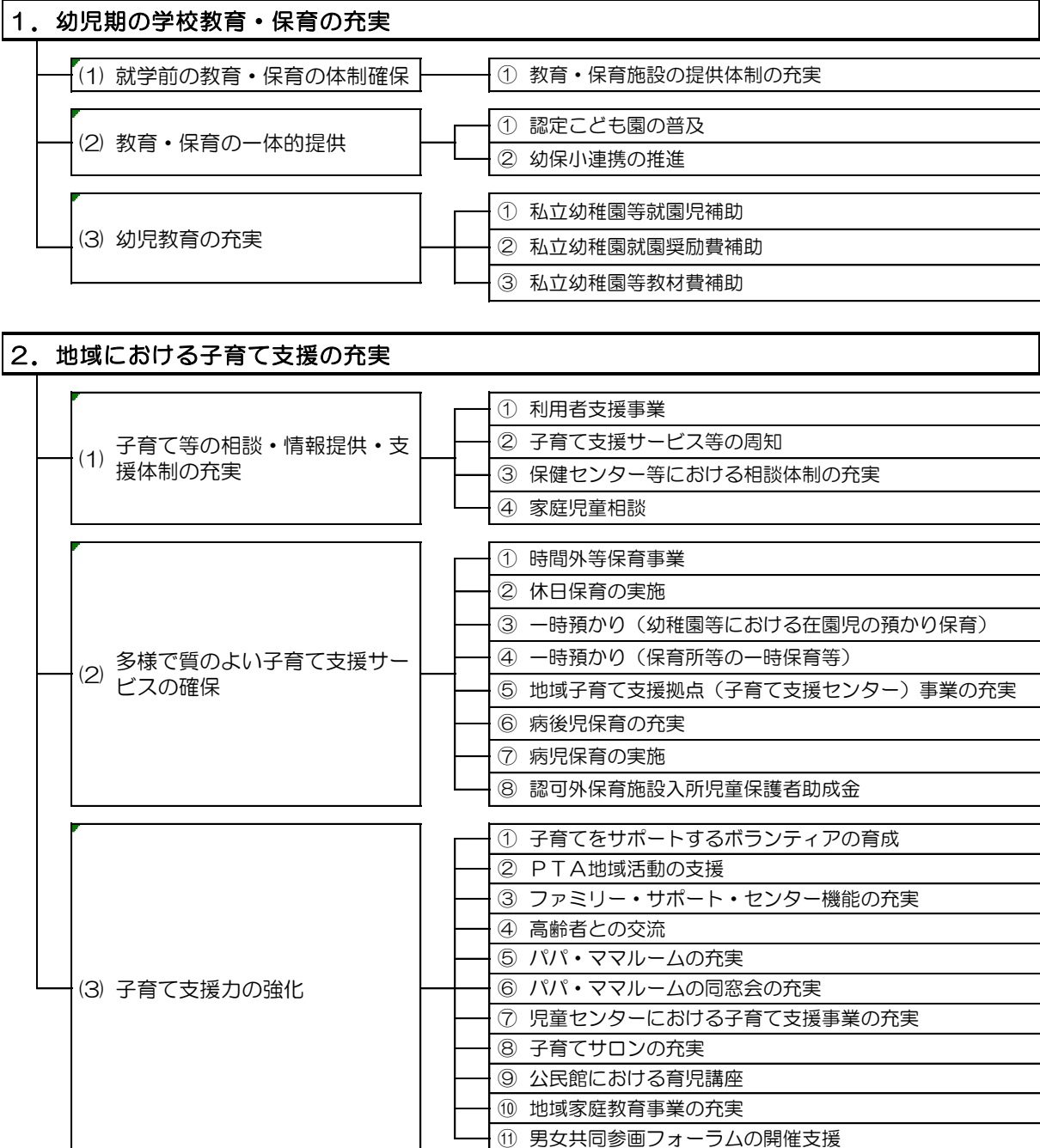
基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

まちづくり全体において子育て支援を意識し、子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策を推進するとともに、道路や公共交通の整備を実施します。

また、子どもの交通安全意識の高揚に努めるとともに、子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らせるように、家庭、学校、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安心・安全な環境づくりを推進します。

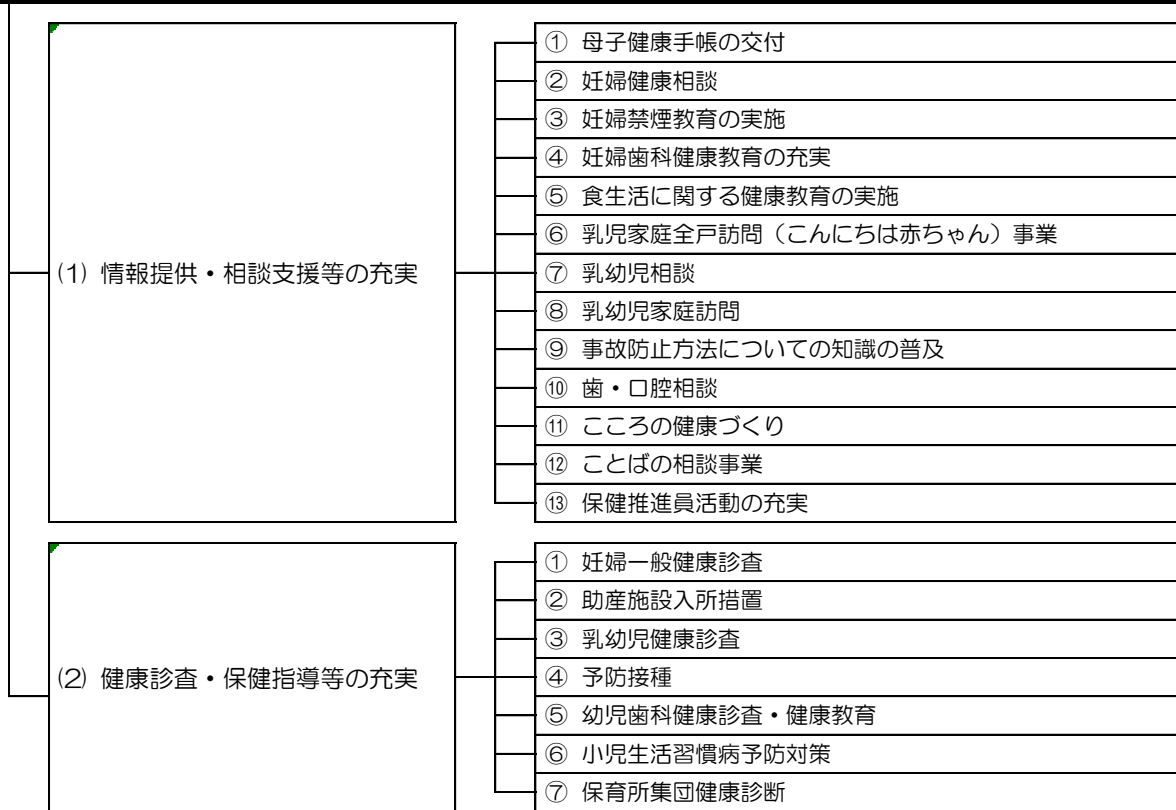
3. 施策体系

《基本方針1》多様な子育て支援の充実

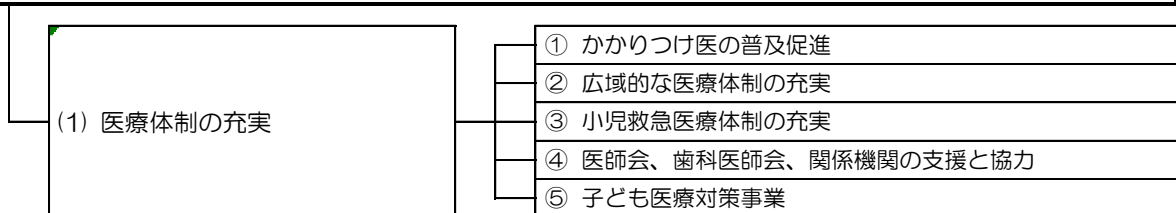


《基本方針2》子どもや母親の心とからだの健康づくり

1. 母子保健の充実

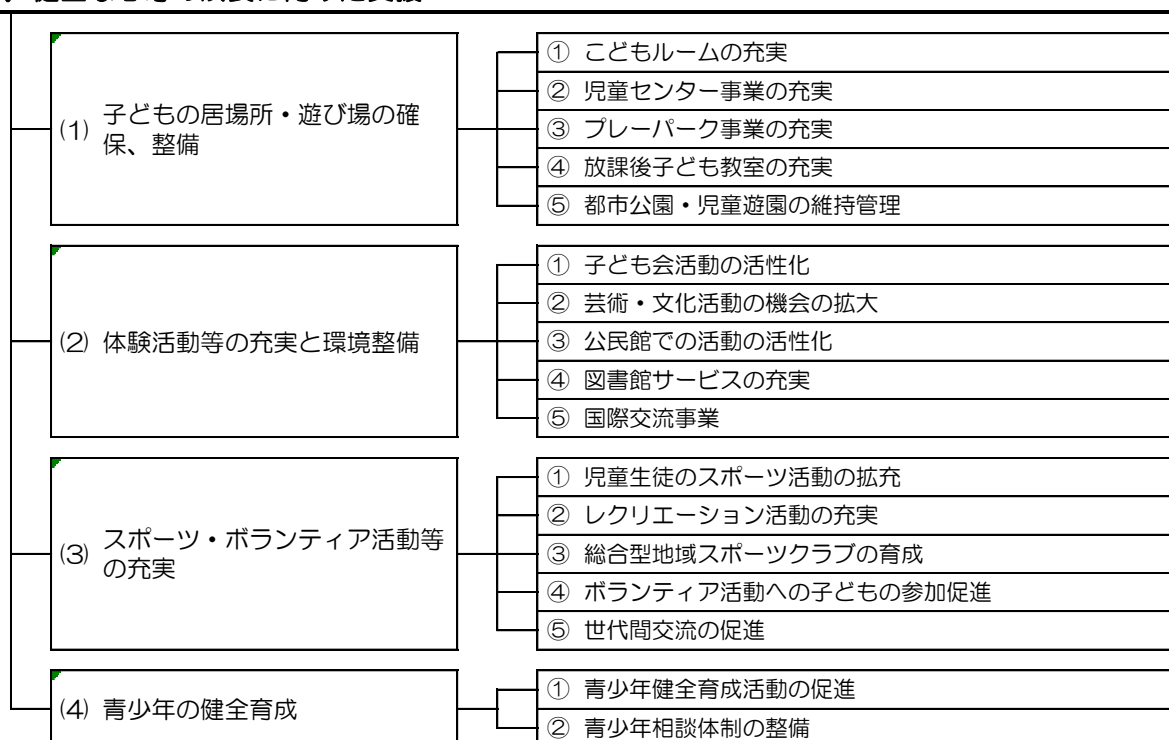


2. 医療体制の充実



《基本方針3》豊かな心を育む育成環境の整備

1. 健全な心身の成長に向けた支援



2. 次代の親の育成に向けた支援



《基本方針4》多様な子育て家庭への支援

1. 仕事と家庭の両立支援

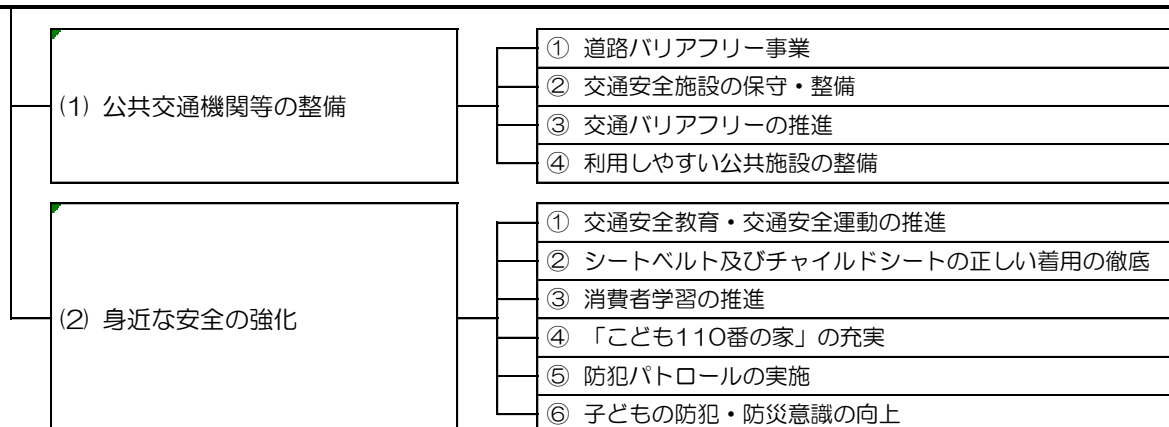
(1) 多様な働き方への支援	① 育児・介護休業制度等の普及促進
	② 就労支援
	③ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

2. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

(1) ひとり親家庭への支援	① 民生・児童委員活動の充実
	② 母子・父子等自立支援相談
	③ ひとり親家庭に対するリフレッシュ機会の提供
	④ ひとり親家庭児童入学等祝金
	⑤ 母子寡婦福祉資金・父子福祉資金の貸付
	⑥ ひとり親家庭に対する医療費助成
	⑦ ひとり親家庭に対する学習支援
(2) 障害のある子どもへの支援	① 相談支援体制の充実
	② 児童発達支援事業
	③ 障害のある子どもの受け入れ
	④ 行動援護・移動支援事業等の充実
	⑤ 日中一時支援事業の充実
	⑥ 保育所等訪問支援
	⑦ 放課後等デイサービス
	⑧ 居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実
	⑨ 短期入所（ショートステイ）の充実
	⑩ 私立幼稚園等心身障害児補助及び私立幼稚園等特別支援教育運営費補助
	⑪ 特別支援教育就学奨励費援助
	⑫ 重度心身障害者（児）医療費助成
	⑬ 就学相談の充実
(3) 児童虐待防止対策の充実	① 児童虐待防止の広報及び啓発
	② 地域における相談体制の充実
	③ 要支援乳幼児家庭の把握
	④ 児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の運用
	⑤ 配偶者暴力被害者支援事業

《基本方針5》子ども・子育てにやさしいまちづくり

1. 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実



4. 重点施策

基本理念である「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を実現するため、「重点施策」を設定し、重点的・優先的に取り組みます。

(1) 相談・情報提供・支援体制の充実

教育・保育施設をはじめとするさまざまな子育て支援サービスの中から、適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談に応じ、助言できる体制づくりに取り組みます。また、子育て家庭などへ子育てに関するさまざまな情報が的確に届くよう、子育てガイドブックの配布や市ホームページなどを活用した情報提供を実施していきます。さらに、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を通じて、子育て世代の交流の活性化を促進していきます。

<具体的施策名>

- 利用者支援事業 ⇒ 62ページ
- 子育て支援サービス等の周知 ⇒ 62ページ

(2) 就学前の教育・保育の提供体制の確保

就学前の子どもに、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供できるよう、計画的に提供体制を確保していきます。特に、保育サービスの量と質の充実や、多様な保育サービスの提供などについては、地域特性を考慮した上で、民間で設置・運営を行う保育所を設置し、待機児童の解消を目指します。

<具体的施策名>

- 教育・保育施設の提供体制の充実 ⇒ 59ページ

(3) 多様な保育サービスの確保

利用者ニーズの高い、幼稚園等（認定こども園については1号認定）での通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり（預かり保育）の充実を図るため、幼稚園等に対して支援を行います。また、保育所等における一時預かりの拡充により、育児不安の解消や負担の軽減などを図るほか、新たな保育サービスとして「休日保育」と「病児保育」について実施に向けた体制整備に着手し、多様な保育ニーズに対応していきます。

<具体的施策名>

- 一時預かり ⇒ 63、64ページ
- 休日保育の実施 ⇒ 63ページ
- 病児保育の実施 ⇒ 64ページ